

## 【傷病手当金・出産手当金の算定方法】 ※平成28年4月1日以降の支給分より

傷病手当金・出産手当金支給額のベースとなる標準報酬日額の算定方法が、被保険者期間が1年以上か、1年未満かによって下記のとおり異なります。

※ 支給開始時に算定した標準報酬日額は、支給終了まで変更になりません。

### ① 被保険者期間が1年以上の場合

$$\left( \begin{array}{l} \text{支給開始日以前の直近の継続した} \\ \text{12カ月の各月の標準報酬月額の} \\ \text{平均額} \end{array} \right) \div 30 \times 2/3$$

例) 支給開始日が12月の場合

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------

標準報酬日額： [1~12月の各月の標準報酬月額を平均した額]  $\div 30 \times 2/3$

### ② 被保険者期間が1年未満の場合

AかBのいずれか少ない額

A.被保険者期間の標準報酬月額の平均額  $\div 30 \times 2/3$

B.前年度9月末における全被保険者の標準報酬月額の平均額  $\div 30 \times 2/3$